

消費生活センターにご相談ください

湯たんぽの事故

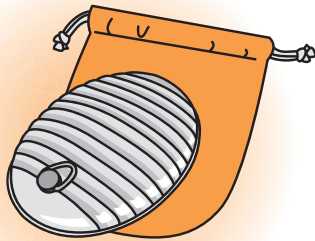
湯たんぽは寒い季節に暖を取るために古くから用いられています。容器にお湯を入れるだけなので、エコロジイといふことで人気です。最近は電子レンジで温めるタイプや、IHヒーターで直接加熱できる湯たんぽも販売されています。その一方で使い方を間違えたことによる事故も起きています。使い方に注意して暖かい冬を過ごしましょう。

やけど、低温やけど

湯たんぽに直接肌が触れないよう注意し、できれば事前に布団を温め就寝時には布団から出した方がよいでしょう。

●湯たんぽの破損、破裂

電子レンジやIHヒーター等で加熱するタイプの湯たんぽは加熱の方法を間違えると破損したり破裂したりすることがあります。本体表示や取扱説明書をよく読み、正しく使しましょう。



詳しくは上三川町消費生活センターにお問い合わせください。

▼相談日時

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～4時

▼相談場所

上三川町消費生活センター
(産業振興課内)

▼相談専用電話番号

上三川町消費生活センター
☎(56) 9153

消費豆知識⑦

○カニの送り付け商法に注意!

魚介類を扱う業者から電話があり、いきなり「今の時期何が食べたいか」と聞かれ、思わず「カニ」と答えたところ、買ったとは言っていないのに、「カニを送った。もう取り消せない。」と言われた。驚いて反論したところ、「今食べたいと言ったじゃないか」と怒鳴られ、代金引換で送ると言われたが、どうしたらよいか。という相談が寄せられています。

商品を一方的に送り付け、「送られた以上、購入しなければいけない」と消費者に勘違いさせ、支払わせる手口を「送り付け商法」と言います。

一方的に商品が送り付けられて来ても、支払いの義務はなく、受け取る必要もありません。

業者の連絡先等が分からないことが多いため、代金を支払ってしまうと、代金を取り戻すことが難しくなります。安易に受け取らず、「受け取り拒否」をしましょう。

電話で勧誘されても長く話を聞かずに必要がなければきっぱりと断ることが大切です。

断りきれずに商品を受け取ってしまった場合、8日以内ならクーリング・オフが可能です。

ウォーキングコースを設置しました。

上三川いきいきプラザ敷地の外周歩道に周回型のウォーキングコースを設置いたしました。健康の維持・増進のために、ぜひご活用ください。

▼コース概要

- ・1周1,100mの左回りです。
- ・スタート地点は、プラザ敷地外、西側の歩道にあります。(写真の案内図が目印です。)
- ・その他、コースの詳細につきましては、案内図をご覧ください。



▶問い合わせ先＝健康課 母子健康係

☎(56) 9132

児童手当制度について

● 制度の目的

児童手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに支給するものです。児童手当を受給された方には、児童手当の趣旨に従って、児童手当を用いなければならない責務が法律上定められています。

● 受給できる方(保護者)

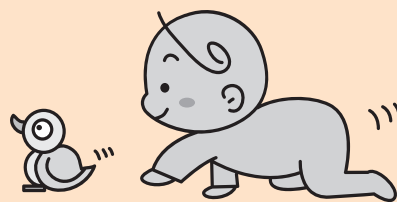
上三川町に住民登録があり、中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育する父母等のうち、生計中心の方。

※児童手当における生計中心者とは、父母等のうち、所得の多い方になります。

※公務員の方は、勤務先での手続きになりますので上三川町役場では申請できません。

● 児童手当の月額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たりの月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

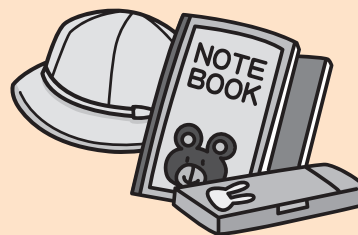


※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

● 所得制限

受給者の所得が限度額以上の場合、児童の年齢に関わらず児童1人当たり一律5,000円支給になります。

扶養親族等の数(人)	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0	622	833.3
1	660	875.6
2	698	917.8
3	736	960
4	774	1002.1
5	812	1042.1



● 支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

● 申出による徴収

上三川町では保育所保育料・学校給食費の申出による徴収を行っております。

● 申請について

お子さまが生まれたときや、転出入したときには15日以内に手続きが必要になりますので、住民生活課までお越しください。

● 現況届について

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、手当を引き続き受けることができるかを確認するためのもので、6月上旬に各家庭に郵送します。提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

▶ 問い合わせ先 = 福祉課 児童福祉係 ☎ 56 9130